

大阪府立消防学校再整備等事業

入札説明書

平成 18 年 4 月 11 日

大 阪 府

< 目次 >

第 1 入札説明書の位置付け.....	1
1 用語の定義.....	1
第 2 事業内容に関する事項.....	2
1 公告日.....	2
2 契約者.....	2
3 事業名称.....	2
4 対象となる公共施設等の概要.....	2
5 事業の方式.....	2
6 業務の概要.....	2
(1) 施設整備業務.....	3
(2) 維持管理業務.....	3
(3) 食堂等運営業務.....	4
(4) 大規模修繕業務.....	4
7 事業期間.....	4
8 事業の予定価格.....	5
第 3 入札に参加する者等に必要な資格.....	5
1 入札に参加する者等の構成.....	5
2 構成員等に共通の要件.....	6
3 業務を担当する者の資格等要件.....	8
(1) 設計業務を担当する者に必要な資格.....	8
(2) 工事監理業務を担当する者に必要な資格.....	8
(3) 建設業務を担当する者に必要な資格.....	9
(4) 既存建築物等撤去業務を担当する者に必要な資格.....	11
(5) 維持管理業務を担当する者に必要な資格.....	11
(6) 食堂等運営業務を担当する者に必要な資格.....	11
(7) 大規模修繕を担当する者に必要な資格.....	11
4 入札書類の受付日以降の取り扱い.....	11
第 4 入札の手続等.....	12
1 入札の方法.....	12
2 入札等のスケジュール.....	12
3 入札説明書等及びその他資料の交付.....	13
(1) 交付期間.....	13
(2) 交付場所.....	13
(3) 交付の方法.....	13
(4) その他資料.....	13

4	入札説明書等の説明会及び現地見学会の開催	13
	(1) 開催日時	13
	(2) 開催場所	13
	(3) 参加申込方法	13
5	参考類似施設（兵庫県消防学校）見学会の開催	14
	(1) 開催日時	14
	(2) 集合場所	14
	(3) 参加申込方法	14
6	入札説明書等に対する質問の受付	14
	(1) 提出期限	14
	(2) 提出場所	14
	(3) 質問・回答の公表	14
7	入札参加者整理番号の交付	15
	(1) 交付期間	15
	(2) 交付場所	15
	(3) 提出書類	15
8	入札書類の提出方法等	15
	(1) 提出日	15
	(2) 提出場所	15
	(3) 提出部数	15
	(4) 入札書類の作成方法等	15
	(5) 入札参加に関する留意事項	16
	(6) 入札書類の取り扱い	16
	(7) 入札保証金	17
9	開札	17
	(1) 日時	17
	(2) 場所	17
	(3) 入札の無効	17
10	入札参加者の公表	17
11	入札参加資格確認通知	17
	(1) 日時	17
	(2) 通知場所	17
	(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明	17
第5	落札者の選定方法等	18
1	審査委員会の設置	18
2	審査の方法	18
3	ヒアリングの実施	18

4	落札者の決定方法	18
第 6	入札結果の通知及び公表	18
第 7	事業契約に関する事項	19
1	基本協定書の締結	19
2	S P C の設立等	19
3	事業契約の締結	19
(1)	事業契約の締結	19
(2)	契約保証金	19
4	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(3)	その他の支援に関する事項	20
第 8	その他	20
1	対価の支払方法	20
2	土地の使用等	20
3	建設工事保険等付保の要否	20
4	不動産取得税の取扱	20
5	入札の辞退	20
6	随意契約の予定の有無	21
7	苦情申立て	21
8	直接協定の締結	21
9	暴力団等を排除する措置	21
10	照会窓口	21
(1)	契約条項を示す場所（契約担当部署）	21
(2)	入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（窓口担当部署）	21
〔別紙 1〕	不動産取得税の取り扱いについて	22
〔別紙 2〕	入札心得について	23

第1 入札説明書の位置付け

この入札説明書(以下「本件入札説明書」という。)は、大阪府(以下「府」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき平成18年3月15日に特定事業として選定した「大阪府立消防学校再整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施するPFI事業者の選定に当たり、その入札手続などについて説明を行うものである。

また、次に示す別添資料は、本事業を実施するための関係書類であり、本件入札説明書と一体のものとし、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、入札説明書等に関する質問への回答及び府が本事業の入札に関し配布する一切の資料は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(別添資料)

資料1	「業務要求水準書」
資料2	「落札者決定基準」
資料3	「入札価格の算定及び対価の支払方法」
資料4	「様式集及び記載要領」
資料5	「基本協定書(案)」
資料6	「事業契約書(案)」

1 用語の定義

入札説明書等において使用する用語は、次のとおりとする。

(1) PFI事業者

本事業で選定された民間事業者で大阪府財務規則第61条第2号に規定する特定事業実施会社を指す。

(2) SPC (Special Purpose Company)

本事業のみを遂行するために設立される商法(明治32年法律第48号。なお、会社法(平成17年法律第86号)施行後は会社法)に定める株式会社。

(3) 協力企業

参加企業又は参加グループの構成員以外の者とし、事業開始後、PFI事業者から本事業に係る業務を直接受託し、又は請け負うことを予定する者。

(4) 直接協定

PFI事業者による本事業の継続が困難となった場合などに、PFI事業者に融資する金融機関等が、本事業の継続等を目的とし、当該金融機関等が一定の介入を行うことを可能とするため、必要事項を定め、府との間で直接締結する協定。

第2 事業内容に関する事項

1 公告日

平成18年4月11日

2 契約者

大阪府知事 齊藤 房江

3 事業名称

大阪府立消防学校再整備等事業

4 対象となる公共施設等の概要

名 称	大阪府立消防学校
所 在 地	大阪府大東市平野屋一丁目4番1号
敷 地 面 積	24,614.28 m ²
都市計画規制等	
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域
建 ぺ い 率	60%
容 積 率	200%
日 影 規 制	大阪府建築基準法施行条例による
防火地域及び 準防火地域	指定なし
前面道路の幅員	16m（大阪生駒線）
その他の条件等	<ul style="list-style-type: none">・大東市周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地（敷地南東部）・河川保全区域（敷地南西部の一級河川鍋田川沿川に設定）・地役権設定（敷地内関西電力送電線下部）：必要により変更可能・鉄塔敷普通財産貸付地設定・将来、敷地北側の水路敷下部に下水道の敷設予定・法定外公共物（里道及び水路）有

5 事業の方式

本事業は、PFI事業者が大阪府立消防学校（以下「本施設」という。）敷地内において新たに整備する施設（以下「整備施設」という。）の設計・建設を行った後、府にその所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務、食堂等運営業務、大規模修繕業務を遂行する方式（いわゆるBTO方式（Build-Transfer-Operate））により実施する。

また、本事業は、SPCを設立して実施するものとする。

6 業務の概要

PFI事業者が行う業務は、次のとおりとし、詳細は、別添資料1「業務要求水準書」による。

(1) 施設整備業務

本施設敷地内において、消防学校としての機能（水難救助訓練施設を除く）を確保しながら各整備施設（教育・管理機能、宿泊機能、訓練機能、その他）を建設する。

ア 設計業務（基本設計・実施設計）

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

（ア）整備施設の建設工事（附帯施設・屋外工作物その他外構工事を含む）

（イ）電波障害対策調査及び対策工事（デジタル放送化に対応したもの）

（ウ）施設整備に必要な測量・地質調査

（エ）周辺家屋影響調査及び対策業務

（オ）関係機関等との協議並びに許認可等申請等の手続き

（カ）整備施設と存置対象既存施設（本施設敷地内の既存施設のうち、撤去工事の対象ではない施設）との電気、水道等の連絡工事

エ 既存建築物等撤去業務

撤去対象既存施設（本施設敷地内の既存施設のうち、撤去工事の対象となる施設）の撤去工事

オ 什器備品調達・設置業務（引越業務を含む）

カ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

地元説明、近隣対策等

(2) 維持管理業務

維持管理業務は平成 21 年 4 月 1 日より開始する。ただし、下記「教育資料提供システム構築業務」については、教育・管理機能及び宿泊機能の全施設の引渡し完了日の翌日から供用開始するものとし、業務期間は開始日から 5 年間のみとする。それ以後については、当業務は P F I 事業者の業務範囲から外れるものとする。

なお、整備施設の引渡しから維持管理業務の開始までの各整備施設の管理は、府が行う。また、整備施設が複数の建築物になる場合は、事業者の提案により、各整備施設ごとに業務の開始日が別途定まることとなる。既存施設に関する維持管理業務は、平成 21 年 4 月 1 日より開始するが、これについては、保守及び経常修繕業務を含まず、また、事業者の提案により、撤去対象既存施設の維持管理業務の終期は別途定めることとなる。

ア 点検・保守業務

（ア）本施設全体の建築及び建築設備（屋外工作物等を含む。以下同じ）の定期点検、法令点検

（イ）整備施設の建築及び建築設備の保守

イ 清掃業務

本施設全体の共用部及び受水槽等の定期清掃

ウ 植栽管理業務

本施設全体の灌水、剪定、施肥、害虫駆除、除草等

エ 経常修繕業務

整備施設に係る大規模修繕を除く建築及び建築設備に係る日常的な修繕

オ 警備業務

職員勤務時間外の本施設全体の巡回警備

カ 教育資料提供システム構築管理業務

什器備品調達・設置業務において準備する機器の接続、本施設での運用に最適な情報システムのソフト開発、各所LAN端子からの機器接続、各種調整、維持管理及び運営支援

キ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

近隣対策等

(3) 食堂等運営業務

入校者及び職員の利用する食堂の運営（献立作成、食材調達、調理等）を、平成21年4月1日より開始する。

また、提案により利便施設・設備（売店、自動販売機、公衆電話）の設置・運営を独立採算にて行うことを可能とする。

(4) 大規模修繕業務

整備施設の完成・引渡し後の、整備施設の建築及び建築設備の計画的な修繕・更新を行う。

ア 設計業務

イ 工事監理業務

ウ 大規模修繕業務

7 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成51年3月末日までとし、その間の主なスケジュールは次のとおりとする。

スケジュール（予定）	内 容
平成18年 12月下旬	事業契約の締結
平成19年 1月	設計・建設等の開始
平成21年 4月1日	宿泊機能及び教育・管理機能の一部の引渡し及び維持管理業務・食堂等運営業務の開始
平成23年 3月末日	全施設の引渡し完了*
平成51年 3月末日	PFI事業の終了

* 工期短縮提案により、引渡しが早まることもある。

8 事業の予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 8,399,749,000 円

本事業に係る施設整備費相当額、維持管理費相当額、食堂等運営費、大規模修繕費の合計額をいう。

なお、事業契約書（案）に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。また、消費税及び地方消費税相当額は除く。

この予定価格を上回る提案は失格とする。

第3 入札に参加する者等に必要な資格

1 入札に参加する者等の構成

- (1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、単独の企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）で、落札後、PFI事業者となるSPCを設立するものとする。

参加企業又は参加グループの構成員は、当該会社の株式について、事業期間中、保有すること。

また、参加グループにあっては、代表企業を定めるとともに、当該代表企業が入札手続きを行うものとする。

- (2) 下記の業務を担当する者は、参加企業、参加グループの構成員又は協力企業（以下「構成員等」という。）とする。

参加企業又は参加グループの代表者（以下「代表者等」という。）は入札書類（以下、入札参加表明書、入札参加資格審査申請書、入札書及び事業提案書を総称して、「入札書類」という。）において、その業務を担当する企業名を明らかにするものとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 設計業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 既存建築物等撤去業務
- (オ) 什器備品調達・設置業務
- (カ) その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

イ 維持管理業務

- (ア) 点検・保守業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 植栽管理業務
- (エ) 経常修繕業務

- (オ) 警備業務
 - (カ) 教育資料提供システム構築管理業務
 - ウ 食堂等運營業務
 - エ 大規模修繕業務
 - (ア) 設計業務
 - (イ) 工事監理業務
 - (ウ) 大規模修繕業務
- (3) 構成員等のうちの一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にした上で構成員等の中で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。(以下本件入札説明書において同じ。)
- (4) 入札参加者の構成員等は、他の提案を行う入札参加者の構成員等になることができない。
- (5) 入札書類の受付日以降においては、構成員等の変更は認めないものとする。ただし、府がやむを得ないと認めた場合は、府の承認を条件として構成員等(ただし、代表者等を除く)の変更ができるものとする。

2 構成員等に共通の要件

構成員等は、入札書類の受付日から落札者決定の日までの期間において以下の要件を満たしていること。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 16 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続き開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。以下「更生手続き開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は更生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - (4) 商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
 - (5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - (6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - (7) 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (8) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
 - (9) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
 - (11) 大阪府建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる事項に該当する行為を行っていないこと。
 - (12) 大阪府請負契約業務競争入札参加資格指名停止審査要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (13) 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人

事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に關与している者は以下のとおりである。

- ア 株式会社 日建設計シビル
- イ 株式会社 日建設計
- ウ あずさ監査法人
- エ 弁護士法人 御堂筋法律事務所

- (14) 「大阪府立消防学校再整備等事業に係る選定事業者審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (15) 不法行為等による逮捕、書類送検又は起訴若しくは、独占禁止法違反による排除措置命令等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。
- (16) 府から損害賠償請求を受けていないこと。ただし、入札書類の受付日までに、損害賠償金を納付した場合についてはこの限りでない。

3 業務を担当する者の資格等要件

(1) 設計業務を担当する者に必要な資格

設計業務を担当する構成員等（以下「設計企業」という。）は、以下の要件を満たしていること。

複数の設計企業で業務を分担する場合は、それぞれの設計企業が、以下の要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 次の（ア）及び（イ）の要件を満たす設計業務の技術上の管理及び総括を行う管理技術者を専任で配置できること。
 - （ア）設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
 - （イ）平成 8 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に延床面積 3,800 m²以上かつ、6 階以上の規模の学校、共同住宅又は事務所等（倉庫、車庫、工場及び仮設事務所など簡易なものを除く。以下「学校等」という。）の設計を行った実績を有すること。ただし、当該学校等は、完工又は工事中であるものに限る。

(2) 工事監理業務を担当する者に必要な資格

工事監理業務を担当する構成員等（以下「工事監理企業」という。）は、以下の要件を満たしていること。

複数の工事監理企業で業務を分担する場合、それぞれの工事監理企業が要件を満たしていること。

- ア （1）アの登録を行っていること。
- イ 次の（ア）及び（イ）の要件を満たす建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5

条の4第2項に規定する工事監理者を専任で配置できること。

(ア) 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。

(イ) 平成8年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した延床面積3,800㎡以上かつ、6階以上の規模の学校等の建築一式工事について工事監理を行った実績を有すること。

(3) 建設業務を担当する者に必要な資格

建設業務を担当する構成員等（以下「建設企業」という。）は、以下の要件を満たしていること。

ア 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）を担当する建設企業は、次の(ア)から(オ)までの要件を満たしていること。ただし、(イ)、(ウ)及び(エ)においては、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあっては、そのうちの1者が満たしていること。

(ア) 建築一式工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を入札書類の受付日までに受けていること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、1,200点以上であること。

(ウ) 平成8年4月1日から入札書類の受付日までの期間に延床面積3,800㎡以上かつ、6階以上の規模の学校等の建築一式工事について、完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。

(エ) 次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 一級建築施工管理技士若しくは、一級建築士の資格を有する者又は建設業法第1条第2号八の規定による認定を受けた者。

b (ウ)に掲げる学校等の建築一式工事の経験を有する者であること。

c 建設業法第27条の18の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

(オ) ISO9001:2000（以下「ISO9001」という。）の認証を財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から受けていること。

イ 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事（以下「電気工事」という。）を担当する建設企業がある場合、当該建設企業は、次の(ア)から(エ)までの要件を満たしていること。ただし、(イ)及び(ウ)においては、複数

の建設企業が共同で電気工事を行う場合にあっては、そのうちの 1 者が満たしていること。

(ア) 電気工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を入札書類の受付日までに受けていること。

(イ)平成 8 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に延床面積 3,800 m²以上かつ、6 階以上の規模の学校等の電気工事について、完工した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。

(ウ)次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 一級電気工事施工管理技士又は建設業法第 15 条第 2 号八の規定による認定を受けた者。

b (イ)に掲げる学校等の電気工事の経験を有する者であること。

c 建設業法第 27 条の 18 の規定による監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

(エ)ISO9001 の認証を JAB または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から受けていること。

ウ 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）を担当する建設企業がある場合、当該建設企業は、次の（ア）から（エ）までの要件を満たしていること。ただし、（イ）及び（ウ）においては、複数の建設企業が共同で管工事を行う場合にあっては、そのうちの 1 者が満たしていること。

(ア) 管工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を入札書類の受付日までに受けていること。

(イ)平成 8 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に延床面積 3,800 m²以上かつ、6 階以上の規模の学校等の管工事について、完工した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。

(ウ)次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 一級管工事施工管理技士又は建設業法第 15 条第 2 号八の規定による認定を受けた者。

- b (イ)に掲げる学校等の管工事の経験を有する者であること。
 - c 建設業法第 27 条の 18 の規定による監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
- (I) ISO9001 の認証を JAB または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から受けていること。
- エ 建設業務のうち、上記アイウ以外の建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事を担当する建設企業がある場合は、当該建設企業は、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 既存建築物等撤去業務を担当する者に必要な資格
- 既存建築物等撤去業務を担当する構成員等（以下「撤去企業」という。）は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (5) 維持管理業務を担当する者に必要な資格
- 維持管理業務のうち、清掃業務を担当する構成員等（以下「維持管理企業」という。）は、「平成 17・18 年大阪府度物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」のうち「庁舎清掃」に登録されていること。
- 当該登録をなされていない者は、次により資格審査を申請すること。
- a 資格審査に関する問合せ先及び申請場所
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目（大阪府庁分館 6 号館）
大阪府契約局契約第二課 電話 06-6941-0351（内線 5346）
 - b 申請期限
平成 18 年 7 月 12 日（水）午後 2 時
- (6) 食堂等運営業務を担当する者に必要な資格
- 食堂等運営業務を担当する構成員等（以下「食堂等運営企業」という。）は、「平成 17・18 年度物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」のうち「学校給食」に登録されていること。
- 当該登録をなされていない者は、(5) b の期限までに(5) a に示す場所へ資格審査を申請すること。
- (7) 大規模修繕を担当する者に必要な資格
- 大規模修繕業務を担当する構成員等（以下「大規模修繕企業」という。）は、実施する大規模修繕業務に必要な建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- 4 入札書類の受付日以降の取り扱い
- 入札参加資格を有すると認められた構成員等が、入札書類の受付日以降に入札参加資格要件を満たさなくなった場合の対応は、次のとおりとする。
- (1) 入札書類の受付日から落札者決定の日までの間に、構成員等が入札参加資格要件を満

たさなくなった場合には、失格とする。ただし、やむを得ないと府が認めた場合であって、変更後の構成員等が入札書類の受付時点での構成員等としての資格を満たしていることが確認できた場合は、代表者等以外の構成員等の変更を認める。

- (2) 落札者決定の日から契約締結の日までに落札者となった構成員等が入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行っても、府は、一切の責めを負わない。

第4 入札の手続等

1 入札の方法

本件入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札書のほかに本事業における業務に関する提案書を提出すること。

また、本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、入札手続は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年11月1日政令第372号）に基づいて実施する。

2 入札等のスケジュール

平成18年4月11日(火)	入札公告、入札説明書等の公表
平成18年4月17日(月)	入札説明書等の説明会及び現地見学会、参考類似施設(兵庫県消防学校)見学会申込受付期限
平成18年4月19日(水)	入札説明書等の説明会及び現地見学会
平成18年4月20日(木)	参考類似施設(兵庫県消防学校)現地見学会
平成18年4月28日(金)	入札説明書等に関する質問の受付期限
平成18年5月下旬	入札説明書等に関する質問・回答の公表
平成18年7月3日(月) ~平成18年7月31日(月)	入札参加予定者への入札参加者整理番号の交付
平成18年7月31日(月)	入札説明書等及び資料の交付期限
平成18年8月1日(火)	入札書類(入札参加表明書、入札参加資格審査申請書、入札書及び事業提案書を含む)の受付及び開札
平成18年8月3日(木)	入札参加者の公表
平成18年8月7日(月)	入札参加資格の確認結果の通知
平成18年8月14日(月)	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明要求の受付期限
平成18年8月21日(月)	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明期限
平成18年8月 下旬	入札参加者のヒアリング
平成18年9月 下旬	落札者の決定及び公表
平成18年10月 中旬	落札者との基本協定の締結
平成18年11月7日(火)	SPCの設立及び商業登記簿謄本の提出期限
平成18年11月24日(金)	PFI事業者との仮事業契約の締結期限
平成18年12月下旬	契約行為に係る議会の議決・事業契約の締結

3 入札説明書等及びその他資料の交付

本件入札への参加を希望する者に、次の場所において入札説明書等を交付する。

(1) 交付期間

入札公告の日から平成 18 年 7 月 31 日（月）までの期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日の午前 10 時から午前 12 時まで及び午後 2 時から午後 5 時まで。

なお、(4)の資料を除き平成 18 年 4 月 11 日（火）午前 9 時から、府ホームページ（<http://www.pref.osaka.jp/koken/tokubetu/index.html> 以下同じ）からも入手可能である。

(2) 交付場所

第 8 の 10 の(2)に記載の窓口担当部署で行う。

(3) 交付の方法

入札説明書等は電子ファイルとして配布することとし、データは CD-R メディア（未記録の状態で容量 650MB のもの）と交換で提供する。

なお、電話連絡にて第 8 の 10 の(2)に記載する窓口担当部署まで事前に申し込むこと。

(4) その他資料

入札公告時に府ホームページにおいて公表する入札説明書等に加えて、府ホームページに未掲載の下記資料については、上記(3)の電子ファイルとして配布する。

資料 既存建物等図面（PDF データ）

資料 立木調査図（DXF データ）

資料 平面高低図（DXF データ）

4 入札説明書等の説明会及び現地見学会の開催

本件入札への参加を希望する者に、次の場所において入札説明書等の説明会及び現地見学会を開催する。なお、説明会当日は資料を配布しないので、「3 . 入札説明書等及びその他資料の交付」にて入手した資料を各自持参すること。

参加者は各社 5 名以内、現地集合・現地解散とする。

(1) 開催日時

平成 18 年 4 月 19 日（水）午前 9 時から午後 3 時まで。

当日は、午前 9 時から午後 0 時まで入札説明書及び当事業に係る説明を、午後 0 時から午後 3 時までには現地の自由見学を行う。ただし、午後からは自由解散とし、職員に報告の上、解散すること。

(2) 開催場所

大阪府立消防学校

大阪府大東市平野屋一丁目 4 番 1 号

(3) 参加申込方法

ア 受付期間：入札公告の日～平成 18 年 4 月 17 日 午後 5 時

- イ 提出方法：入札説明会参加申込は、指定様式（様式 1-1）に記入の上、FAXまたは電子メールの方法により提出し、着信の電話確認を行うこと。
- ウ 提出場所：第 8 の 10 の(2)に記載の窓口担当部署に同じ。

5 参考類似施設（兵庫県消防学校）見学会の開催

本件入札への参加を希望する者に、参考類似施設（兵庫県消防学校）現地見学会を開催する。なお、説明会当日は資料等の配布は行わない。

参加者は各社 3 名以内、現地集合・現地解散とし、来校に自動車を使用する場合には、1 社あたり 1 台とする。

(1) 開催日時

平成 18 年 4 月 20 日（木）午後 2 時から 5 時まで。

(2) 集合場所

兵庫県消防学校（一部土足厳禁箇所有り）本館玄関前
兵庫県三木市志染町御坂 1 19

(3) 参加申込方法

ア 受付期間：入札公告の日～平成 18 年 4 月 17 日 午後 5 時

イ 提出方法：参考類似施設見学会参加申込は、指定様式（様式 1-2）に記入の上、FAXまたは電子メールの方法により提出し、FAXまたは電子メールの場合は、着信の電話確認を行うこと。

ウ 提出場所：第 8 の 10 の(2)に記載の窓口担当部署に同じ。

6 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関して質疑がある場合は、質問の内容を簡潔にまとめ、指定様式（様式 1-3）に記入の上、持参、郵送または電子メールの方法により提出のこと。なお作成は Microsoft Excel により、持参または郵送の場合は作成したファイルをフロッピーディスクに保存して提出するものとし、電子メールの場合は当該ファイルを添付して送信し着信の電話確認を行うこと。

(1) 提出期限

平成 18 年 4 月 28 日（金）午後 5 時まで。持参する場合は、提出期限日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日の午前 10 時から午前 12 時まで及び午後 2 時から午後 5 時までとし、郵送による場合は、提出期限内に到着分を受付けるものとする。

(2) 提出場所

第 8 の 10 の(2)に記載の窓口担当部署に同じ。

(3) 質問・回答の公表

入札説明書等に対する質問及び質問に対する回答は、平成 18 年 5 月下旬に府ホー

ムページにおいて公表する。

7 入札参加者整理番号の交付

事業提案書は各書類の右下所定の欄に入札参加者整理番号(以下「整理番号」という。)を記載し入札参加者が特定できない内容とする。そのため入札への参加を希望する参加企業又はグループは事前に整理番号の交付を受けるものとする。

(1) 交付期間

平成 18 年 7 月 3 日(月)から平成 18 年 7 月 31 日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く毎日の午前 10 時から午前 12 時まで及び午後 2 時から午後 5 時まで。

(2) 交付場所

第 8 の 10 の(2)に記載の窓口担当部署に同じ。

(3) 提出書類

入札参加者整理番号請求書(様式 1-4)に必要な事項を記載のうえ、第 8 の 10 の(2)に記載の窓口担当部署まで持参のうえ申請すること。

8 入札書類の提出方法等

入札参加者は、入札書類を次のとおり、持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出日

平成 18 年 8 月 1 日(火) 午後 2 時

ただし、郵送による場合は、平成 18 年 7 月 31 日(月)に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

(2) 提出場所

大阪府契約局第三入札室(大阪府庁分館 6 号館 1 階)

大阪府中央区大手前三丁目 1 番 88 号

ただし、郵送による場合は、第 8 の 10 の(1)へ記載の契約担当部署まで郵送すること。

(3) 提出部数

入札参加表明書関係提出書類	様式 2-1 ~ 様式 2-3	1 部
入札参加資格審査申請書関係提出書類	様式 3-1 ~ 様式 3-12	1 部
入札書関係提出書類	様式 4-1 ~ 様式 4-2	1 部
事業提案書提出書類	様式 5-1 ~ 様式 12-2	20 部

(4) 入札書類の作成方法等

ア 入札書類は、別添資料 4「様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)に従い作成すること。

イ 入札書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札書類の提出は、持参又は郵送(配達記録郵便に限る。)によるものとし、電送によるものは受け付けない。

エ 入札書類は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

なお、外国通貨については、出納官吏事務規定第 16 条に規定する外国貨幣換算率により、日本国通貨に換算して記載すること。

オ 入札価格の算定方法については、別添資料 3「入札価格の算定及び対価の支払方法」を参照すること。なお、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額から「割賦金利」相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から「割賦金利」相当額を控除した金額の 105 分の 100 に相当する金額に「割賦金利」相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

(5) 入札参加に関する留意事項

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなくてはならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 上記のほか、入札参加者は入札に当たり、「本事業における入札心得」（別紙 2）に従うこと。

(6) 入札書類の取り扱い

ア 著作権

入札書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、落札者の選定に係る公表その他府が本事業に関し必要と認めるときには、府は入札書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の入札書類については、落札者の選定に係る本事業の公表の目的以外には入札参加者に無断で使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

ウ 入札書類の変更等の禁止

入札書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(7) 入札保証金

免除とする。

ただし、落札者となった者が設立するPFI事業者が事業契約を締結しないときは、落札者は、落札価格の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 開札

開札は、原則として入札参加者全員の立会いの下で行う。ただし、開札の場で入札価格の公表は行わない。

なお、開札の結果、予定価格を上回る入札をした者は、失格とする。

(1) 日時

平成18年8月1日(火) 午後2時から

(2) 場所

8の(2)の提出場所に同じ。

(3) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札、並びに入札説明書等において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 入札参加者の公表

入札書類を提出した入札参加者については、参加企業または参加グループの構成員及び協力企業の名称を府ホームページにおいて公表する。

11 入札参加資格確認通知

入札参加資格の確認の結果は、書面により次のとおり、入札に参加した全ての参加企業又は参加グループの代表企業に個別に通知するので、第8の10の(2)に記載の窓口担当部署まで受け取りに来ること。

(1) 日時

平成18年8月7日(月) 午後2時から午後5時まで

(2) 通知場所

第8の10の(2)に記載の窓口担当部署に同じ。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、府に対して平成18年8月14日(月)午後5時までに書面を提出して、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる。府は説明を求められたときは、平成18年8月21日(月)までに説明を求めた者に書面により回答する。

イ 提出場所は、第8の10の(2)に記載の窓口担当部署に同じ。

第5 落札者の選定方法等

1 審査委員会の設置

落札者の選定にあたっては、学識経験者の意見を踏まえ、公正かつ客観的に行うため「大阪府立消防学校再整備等事業に係る選定事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により審査するものとする。審査委員会の委員は次のとおりである。

(五十音順 敬称略)

名 前	役 職 名
池田 良直	日本政策投資銀行関西支店企画調査課長
北浦 かほる	帝塚山大学現代生活学部教授
杉山 茂一	大阪市立大学大学院工学研究科教授
砂畑 恵理子	砂畑恵理子公認会計士事務所 公認会計士
東村 啓典	大東市都市整備部長
布野 修司	滋賀県立大学大学院環境科学研究科教授
山下 和久	公立大学法人大阪府立大学経済学部教授

審査委員会委員への問い合わせや働きかけについては一切を禁止する。

2 審査の方法

別添資料2「落札者決定基準」による。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を評価対象者から除外する。

3 ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めることを目的とし、入札参加者にヒアリングを実施する。

なお、その場合の詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

4 落札者の決定方法

審査委員会は、総合評価審査の基準をもとに審査を行い、その審査結果の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

府は、この審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

第6 入札結果の通知及び公表

府は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して入札結果を通知するとともに、大阪府公報及び府ホームページへの掲載等により入札結果を公表する。

第7 事業契約に関する事項

1 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定通知後 14 日以内に府と別添資料 5「基本協定書（案）」に基づいた基本協定を締結しなければならない。

2 S P C の設立等

落札者は、本事業を実施するため、平成 18 年 11 月 7 日(火)までに大阪府内に S P C を設立し、参加企業又は参加グループの構成員は、S P C に対して出資するものとする。なお、出資に関する詳細については、別添資料 5「基本協定書（案）」を参照のこと。

参加企業又は参加グループの構成員は、事業期間中、当該 S P C の株式を保有すること。

3 事業契約の締結

(1) 事業契約の締結

SPC は、平成 18 年 11 月 24 日(金)までに、府を相手方として、別添資料 6「事業契約書（案）」に基づいた事業契約を締結しなければならない。なお、当該事業契約は仮契約であり、大阪府議会の議決をもって本契約となるものである。

また、本契約の締結をもって当該 SPC を本事業の PFI 事業者として選定する。

(2) 契約保証金

施設整備費相当額（ただし、割賦金利相当額を除く。）の 100 分の 10 以上について、納付すること。ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

履行保証保険については、契約締結日から施設引渡し日までを期間として、府を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約の保険証券を府に提出するものとする。なお、P F I 事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業が締結する場合は、P F I 事業者の負担により、その保険金額請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を府のために設定するものとする。

なお、本施設が複数の建築物となる場合は、府は、各整備施設の引渡しが行なわれた都度、当該施設に係る契約保証金の返還を行うものとする。

4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

特になし。

ただし、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、府は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

また、本事業は、PFI法に基づくPFI事業者が発注する工事等について、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき、「前払金保証制度」及びこれに付随する「金融保証制度」が適用できる。

当該制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接、日本政策投資銀行又は保証事業会社に問い合わせることとする。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関し、府は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、府とPFI事業者で協議を行う。

第8 その他

1 対価の支払方法

別添資料3「入札価格の算定及び対価の支払方法」による。

2 土地の使用等

本事業の建設予定地は府有地であり、財産の種類は行政財産である。事業者は、府と締結する使用貸借契約により、無償で使用できるものとする。

なお、使用貸借契約の内容は、別添資料6「事業契約書（案）別紙11 府有財産使用貸借契約書(案)」による。

3 建設工事保険等付保の要否

別添資料6「事業契約書（案）別紙12 事業者が付保すべき保険」による。

4 不動産取得税の取扱

別紙1「不動産取得税の取扱について」による。

5 入札の辞退

入札参加者は、いつでも入札を辞退できるものとする。この場合、様式集に定める「入札辞退届」（様式13-1）を第8の10の(1)に記載の契約担当部署まで提出すること。

6 随意契約の予定の有無

本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定はない。

7 苦情申立て

本手続きにおける入札参加資格の確認その他の手続きに不服のある者は、大阪府政府調達苦情検討委員会に文書により申し立てを行うことができる。

<連絡先>

大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁本館1階（電話（06）6941-0351 内線2071）
大阪府出納局会計指導課検査指導第一グループ

8 直接協定の締結

府は、事業の継続を図るために事業及び資産の処理等について直接交渉することを約した直接協定を、PFI事業者と資金提供を行う金融機関等との間で締結する場合がある。

9 暴力団等を排除する措置

PFI事業者並びに本事業に係る業務を実施する者は、事業の実施に当たって暴力団関係者から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。また、本事業にかかる業務を実施する者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請業者に指導しなければならない。届出がない場合は指名停止することがある。

10 照会窓口

(1) 契約条項を示す場所（契約担当部署）

大阪府総務部危機管理室消防防災課

住所 大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁別館7階

電話 06-6941-0351（内線4877）

(2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（窓口担当部署）

大阪府住宅まちづくり部公共建築室 特別建築課 PFIグループ

住所 大阪府中央区谷町二丁目3番4号 サンシャイン大手前ビル9階

電話 06-6941-0351（内線4643、4644）

FAX 06-6944-6833

電子メールアドレス kokyokenchiku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.jp/koken/tokubetu/index.html>

〔別紙 1〕

〔別紙 1〕不動産取得税の取り扱いについて

本事業を行うにあたっては、下記 2 に示す条件を満たすことにより大阪府立消防学校の再整備に係る不動産取得税は非課税となる事を大阪府北河内府税事務所に確認している。

入札参加者が、不動産取得税の非課税を想定する場合は、非課税となる条件について十分考慮すること。入札参加者が、下記 2 に示す条件を満たさない場合における不動産取得税の課税・非課税の判断は、入札参加者自らの責任で行うものとする。

1. 課税・非課税の考え方

不動産取得税は、家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われた日において家屋が取得されたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して課税されるものである。

従って、P F I 事業者が原始取得し、かつ、それを未使用のまま、6 ヶ月以内に府に譲渡する場合、P F I 事業者に対して不動産取得税は課税されない。

2. 不動産取得税が非課税となるための条件

以下の条件を満たすこと。

P F I 事業者が建設企業に建設工事を委託する場合、建設工事請負契約及び約款において下記条項、条文(案)を追加すること。

- | |
|--|
| <p>1 建設工事請負契約に記載する内容
(所有権の帰属)
工事目的物の所有権は、原始的に発注者(P F I 事業者)に帰属する。</p> <p>2 建設工事請負約款に追加する内容
(所有権)第 条</p> <p>1. 発注者は、「大阪府立消防学校再整備等事業」の事業遂行のために設立された SPC であり、工事目的物の所有権は、請負代金の支払いの有無にかかわらず、発注者が原始的に取得する。また、請負者(建設企業)は、発注者が工事目的物の所有権を、竣工後直ちに大阪府に移転することを承諾するものとする。</p> <p>2. 前項は、請負者の請負代金請求権に何ら影響を及ぼすものではない。</p> |
|--|

P F I 事業者が施設を取得した場合、未使用のまま 6 ヶ月以内に大阪府へ譲渡する。

〔別紙2〕入札心得について

本事業における入札心得

（目的）

第1条 この心得は大阪府が行う本事業に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、大阪府財務規則及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等を熟知のうえ、入札しなければならない。

4 入札及び契約に関して用いる言語は、日本語とする。

5 入札及び契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び刑法に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の方法）

第4条 入札参加者は、定められた日時、場所において、入札書を所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵便による入札をするときは、定められた日時までに告示された場所へ入札書を郵送しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに入札担当職員に提出しなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

5 入札参加者は、参加資格がある旨の確認通知書の写しを提出して、当該入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。

6 入札会場への入室は、入札参加者2名以内とする。

（入札の辞退）

第5条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

（1）入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に提出するものとする。

（2）入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書の余白に記載し入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第6条 入札参加者が第2条及び第3条に抵触し、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、または入札の執行を取りやめることがある。なお、入札参加者は、大阪府が行う本件入札に関する調査について協力しなければならない。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の中断及び調査の実施)

第7条 入札の執行中において、入札担当職員が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時、場所に提出されず又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 本件入札の参加資格がある旨の確認通知書の写しを提出しない者のした入札
- (9) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (12) 郵送による入札の場合で、郵便入札心得に違反した入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(契約の解除)

第9条 落札者が設立するPFI事業者が事業契約を締結した場合において、当該落札者又は落札者を構成する者が、独占禁止法、刑法第96条の3若しくは第198条若しくは事業契約に違反する行為又は地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する行為を行ったと認められるときは、大阪府は事業契約を解除することがある。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第10条 事業契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

2 前項による仮契約期間中に仮契約をしたPFI事業者、落札者、落札者を構成する者又はPFI事業者の出資者に、大阪府の指名停止要綱に該当する行為があったときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項の規定により仮契約を解除しても大阪府は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(苦情処理)

第 12 条 本事業に係る一般競争入札については、入札参加者は、入札の手續について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(その他)

第 13 条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。